

山梨県環境影響評価等技術審議会概要

日時 平成26年11月14日(金) 13:30~17:00

会議出席者

< 環境影響評価等技術審議会委員 >

石井委員、大久保委員、片谷委員、工藤委員、坂本委員、佐藤委員、高木委員、角田委員、
福原委員、湯本委員

< 事業者1 >

GSJ エナジー株式会社 会長兼最高経営責任者 赤池英治氏

株式会社リビエラコーポレーション 財務部 課長代理 篠永英之氏

SHARP 株式会社 エネルギーシステムソリューションズ事業本部 営業推進室 豊川雅博氏

株式会社早野組 土木本部開発設計部 参事 森田二三男氏

執行役員 環境事業部 部長 河西和彦氏

株式会社A S J 顧問 中川宏氏

地域自然財産研究所 篠田授樹氏

株式会社日本都市設計 取締役 田中幸美氏

主任 清水雅之氏

< 事業者2 >

大月バイオマス発電事業株式会社 代表取締役 有坂秀彦氏

新エネルギー開発 株式会社 副社長 森一晃氏

株式会社 環境研究センター 環境事業部 環境調査部 課長

北坂晋氏

課長

勝間信之氏

主任

飯村平氏

株式会社 大林組 テクノ事業創成本部新領域事業第2部

副部長 末永賢一氏

副部長 長瀬有弘氏

同上 エンジニアリング本部 環境施設エンジニアリング部 上級主席技師 浅葉一男氏

< 事務局 >

森林環境部 前沢次長

森林環境総務課 河西課長補佐、土橋副主幹、渡邊主任

次第

1 開会

2 森林環境部次長あいさつ

3 議事

議題1 (仮称)山梨県甲斐市メガソーラー発電所 第三分類事業届出書

議題2 大月バイオマス発電事業 変更届出書

4 閉会

1 開会

(進行 河西課長補佐)

本日は、皆様にはご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
ただ今より、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。

2 あいさつ

(進行 河西課長補佐)

それでは、お手元に配布しております次第に従いまして進めさせていただきます。
まず始めに、前沢森林環境部次長より、ごあいさつ申し上げます。

(前沢次長)

本日はお忙しいところ、技術審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。本日の議題は、山梨県甲斐市メガソーラー発電所に係る第3分類事業届出書及び大月バイオマス発電事業に係る変更届出書の2件であり、いずれも判定を要する案件でございます。

山梨県甲斐市メガソーラー発電所の案件につきましては、前回の審議や関係市長からの意見等を踏まえて、環境影響評価手続きを行う必要があるかどうかについて、意見を伺いたいと思います。

また、大月バイオマス発電事業の案件については、事業内容の変更届が提出されておりますので、変更の内容が軽微な修正等に該当するかどうかについて、意見を伺いたいと思います。限られた時間ではございますが、ご審議の程よろしく願いいたします。委員の皆様には、引き続きお力添えをいただけますよう、お願い申しあげまして、挨拶とさせていただきます。

3 議 事

(進行 河西課長補佐)

続きまして、審議会の開催要件の可否について報告いたします。

本日は、15名の委員のうち、10名の出席をいただいております。2分の1以上の出席が得られましたので、山梨県環境影響評価条例第47条第11項に基づき、本審議会が成立する旨、ご報告いたします。

ここで、配布資料の確認を行います。資料に不足がある場合には、事務局まで申し出てください。

続いて、当審議会を円滑に進行するため、傍聴人の皆様への留意事項を申し上げます。会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対して公然と賛否を表明しないこと。騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。以上、御協力をお願いいたします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

議長は条例第47条第10項に基づき、会長が務めることになっておりますので、片谷会長、議事進行をよろしく願います。

(片谷会長)

案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について確認をお願いします。本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会においてご議論いただきましたとおり、制度の主旨である『公平性・透

明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする。また、議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。ということでご確認をお願いします。

「希少動植物保護の観点」から、一部の審議については、非公開で行いますのでよろしく願いいたします。また、非公開の審議の際には、報道関係者及び傍聴人の方には、本会議室から退出願います。以上、ご協力をお願いします。

本日の議題であります、「(仮称)山梨県甲斐市メガソーラー発電所 第三分類事業届出書」については、前回の審議会後に提出された追加資料について質疑を行った後、環境影響評価手続きが必要かどうかについて、本審議会の意見をまとめたいと思います。

また、大月バイオマス発電事業変更届出書については、届出内容について事業者から説明していただいた後、質疑応答を行い、変更の内容が軽微な修正等に該当するかどうかについて、本審議会の意見をまとめたいと思います。

議題 1 ((仮称)山梨県甲斐市メガソーラー発電所 第3分類事業届出書)

(片谷会長)

それでは議題 1 にはいります。

事業者からご説明いただく前に、条例における第三分類事業の判定基準について確認しておきたいと思いますので、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局の河西と申します。よろしくお願いたします。

資料 1 をご覧ください。第三分類事業に係る判定の基準についてご説明いたします。

まず、条例 6 条第 3 項に基準が規定されておりまして、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認める時は、手続きが必要。おそれがないと認める時は、手続き不要。要約するとそのように規定されております。

具体的な判定の基準でございますが、施行規則第 7 条第 1 項及び 2 項に記載されております。第 7 条第 1 項については、次の要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるとして、第 1 号から第 4 号まで規定がございます。まず第 1 号でございますが、事業が実施される区域や周囲に次に掲げる対象が存在し、又は存在することが明らかであると判断され、事業の内容が環境の構成要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあることとして、対象とする施設は、こちらにありますように、イからヨまでございまして、学校、図書館、博物館といった施設でございます。

続きまして第 2 号でございます。同様に環境保全を目的として、法令等により指定された対象が存在し、かつ事業の内容が環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるということで、対象となる指定区域が、イからヲまでございます。鳥獣保護の区域や国立公園・国定公園、保安林などが規定されております。

続きまして第 3 号でございます。同様に次に掲げる地域が存在すると判断され、特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるということで、対象地域としては、イからニの 4 つでございます。

続いて第 4 号でございまして、標高が 1 6 0 0 m 以上である地域ということで、今回は該当いたしません。

もう一つ規定がございまして、施行規則第 7 条第 2 項では、事業が先ほどのいづれにも該当しない場合において、この事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ事業が総体として先の各号に係る要件のいずれかに該当することとなるときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるという規定になっております。以上でございます。

(片谷会長)

ありがとうございました。今の判定条件の説明につきまして、何かご質問や確認する事項がありましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

それでは特にご発言がありませんので、次に進みます。

前回の審議会以降に、事業者から、前回の審議会の中でこちらから要望したことが主でございますが、

追加の資料が提出されております。これにつきまして、事業者から説明していただいた上で、質疑を行いますので、ご説明をお願いします。

(事業者 赤池氏)

G S J エナジーの赤池でございます。本日もよろしくお願いたします。

それでは、既にお配りさせていただいております、追加資料をご覧いただきたいと思っております。

前回の審議会及び庁内での審議会でのご質問について、私どもからの追加及び修正したものを、追加資料としてまとめさせていただいております。

特に p 4 をご覧ください。動物の移動経路の分断について、パネルの配置がいくつかのブロックに分かれておりますけれども、これをブロック単位でフェンスを囲む方法を検討しておりますので、移動経路としては十分に確保されるのではないかと考えております。建設計画を含めてそのような方向で進めていきたいと考えております。これは届出書の事業概要の p 1 0 と p 1 7 に記載しております。

続きまして、p 5 をご覧ください。昆虫相の変化については、担当の篠田が遅れておりますので、到着次第説明させていただきます。

続きまして p 1 1 をご覧ください。エネルギー政策課からの東京電力との連係に係る鉄塔等の計画、数量、規模等について示すことという意見についてです。10月30日に東京電力において、東京電力からの系統連系の計画についての御提案をいただきました。こちらは資料の p 3 4 に図を添付しております。こちらを見ていただきますと、東京電力さんからのご提案は、第2工区と記載されているところが起点となりまして、当第3工区に向けては、北西に上がって尾根を介した形で、第2工区の北側を通過して第3工区に接続するというご提案をいただいております。青い点線で記載したものが、私どもの希望の経路でございます。一つは、篠田先生から北側に貴重種がいるということで、できれば迂回したほうが良いのではないかと助言をいただきましたので、それを踏まえて青い点線を東電側に提案しているところでございます。これを見ていただきますと、他工区である先行する1、2工区の事業者さん、特に第1工区というところに赤い線が来ておりますが、このまま延長するほうがそのまま効率的なのですが、先行する第1工区と当社の第3工区との考え方が一致せず、これを連携してそのまま継続することは難しいということで、それぞれ別々に系統連系を進めていくということに30日の会議の段階で終わっております。これを受けて、工区ごとに送電線が変わっているという状況でございます。最大の理由は、先行する1、2工区は、1本の線で接続されておりますが、第3と第4工区は2本の線で接続されます。これは1回線と2回線という違いでありまして、当第3工区の我々の事業収支上、東京電力甲府支店の過去の特別高圧の停電の日数が、去年は45日、過去5年平均しますと20日、停電されます。特高が20日停電しますと、事業収支上、数千万円のマイナスになります。それを初期投資として2回線にすることで、365日停電なく売電できるという方法に、私どもの事業としては収支バランス上、イニシャルコストに投資をして、20年間の収支上では数億円の違いが出てきますので、そういった方法に、私どもは決定いたしました。そういったことを理由に、先行する1工区から延長するラインを希望していたのですが、考え方の違いがありますので、別々に接続するという結論になっております。後は詳細について、はたして東川の沢沿いに鉄塔を設置することが、環境影響上本当に大丈夫かどうか、これについては、十二分に検討したうえで、最終的なラインを決めていきたいと考えております。以上が、東京電力さんとの現在においての、協議中の資料でございます。あくまで暫定的なものとお

考えください。

続きまして、p12をご覧ください。地元に対しての説明会、同意等のアプローチはどのように考えているのかという意見がございました。これにつきましては、現在審議会中ではございますが、地元、特に近隣の菖蒲沢地区、岩森地区、団子新居地区という、事業地に隣接する3つの区長さまあてに、説明会の開催の依頼を正式にお話させていただきまして、準備を進めさせていただいております。

それから、新聞等にも掲載されました通り、甲斐市全体、計画地の下流域に当たる甲斐市全体の市民の方々への、事業計画及び特に懸念される防災問題について、十分に説明していきたいと考えております。特に、近隣の菖蒲沢地区の区長さま等は、当事業地の地主さまでもございまして、積極的に開催日時を決定する準備をしていただいております。少なくとも12月の前半ごろには設定できるかなというご返事をいただいております。こういったことを踏まえまして、特に地域の方及び市全体に対しても、防災面を特に重点において、安全安心というものを市民の方々にもご理解いただけるような、建設の計画及び事業全体の概要を説明していきたいと考えております。

それからp17には、道路管理課からの指摘事項についての修正事項です。ご確認ください。
以上でございます。

(片谷会長)

ありがとうございました。動植物関係の補足の説明は、この後担当の方がご到着されたらということでもよろしいでしょうか。

(事業者 赤池氏)

はい。よろしく申し上げます。

(片谷会長)

では、先に、今ご説明のあった範囲につきまして、委員の皆様から、ご質問やご意見を承りたいと思います。

(佐藤委員)

p34の図がございまして、第3工区が緑色に塗られた範囲が、届出書と違いますが、説明をお願いします。

(事業者 赤池氏)

こちらは、東京電力さんの作成資料でございまして、当社が第三分類事業届出の中で記載した形と違います。

(佐藤委員)

計画では、北側のゴルフ場の道路近くまで、計画地になっていたと思うのですが。

(片谷会長)

届出内容は、縦に細長く、佐藤委員がおっしゃられたように、ゴルフ場を取り囲むような道路の近くまで延びているということでしょうか。幅は細くなるということで。

(事業者 赤池氏)

その通りでございます、前回の届出資料の p 1 3 に現実的な工区の形になっております。

(片谷会長)

資料 3 関連の参考資料に 1 枚目にも工区図が記載されております。それと追加資料の p 3 4 を重ねてみていただければ、違いがわかるかと思えます。

(佐藤委員)

了解いたしました。

(片谷会長)

それでは、他のご意見をお伺いします。

(湯本委員)

それぞれ、動物の通路をつくるために、ブロックごとにフェンスを張るとのことですが、フェンスとフェンスの間というのは、どのくらいのを想定されているのでしょうか。

(片谷会長)

動物が通行できる通路の幅はどのくらいかということですが、いかがでしょうか。

(事業者 豊川氏)

届出書の p 6、施設の配置図をご覧ください。現在の計画では、ブロックごとにフェンスを張ることになっております。

(事業者 赤池氏)

縮尺を見ていただきますとお分かりいただけると思いますが、広いところでは 1 0 0 m くらい、狭いところでは 1 0 m くらいです。

(片谷会長)

狭くても 1 0 m はあるという回答でございました。

(湯本委員)

ありがとうございます。動物が通れなくなると、上流か下流に移動することが考えられます。下流側に出た場合には、相当の農業被害が予想されます。そういったことも考慮すると、相当の間をあけておかないと、分断されることによって、被害が大きくなると考えるのが良いのではないかと思います。

特に大型の動物、シカやイノシシの影響が大きいです。

(片谷会長)

ブロックの間には、すべてフェンスのない自由通行ゾーンができるという理解でよろしいでしょうか。

(事業者 赤池氏)

その通りでございます。

(片谷会長)

では、他のご意見をお願いします。

(佐藤委員)

関連いたしますが、届出のp10に詳しいパネルの配置がありますが、このパネルの周囲に赤い線が記載されておりますが、これがフェンスということでしょうか。

隙間があくわけですけれども、この間の植栽の管理はどのようになっていますか。

(事業者 赤池氏)

外周の黒い線が、当事業地の29ヘクタールを示しております。

植生については、7番あたりは現況の植生を伐採しないことを考えております。高さに対して約2.4倍の日影ができて、日影になると発電ができませんので、植生とのバランスが気になるのですが、ただし、十二分に残地森林を設置することを考えておりますので、黒い線の内側全部の森林を伐採することは考えておりません。

地盤が保護されるということと、パネルを配置した下は、洋芝を吹き付けしていくことで、強度を確保していくことを考えています。

(佐藤委員)

そうしますと、パネルを囲んでいる赤い線は何を示しているのでしょうか。

(事業者 豊川氏)

これは単なる寸法線です。p6の青いブロックの幅を示しております。

(佐藤委員)

了解しました。そうするとこの赤い線がそのままフェンスで囲むラインになるわけではないということで、フェンスでどのように囲むかはどこにも提示されていないということでもよろしいでしょうか。

(事業者 豊川氏)

先ほど、赤池氏からも説明がありましたが、基本的にブロックごとにフェンスを設置して、動物の移動を妨げることないように計画をしておりますけれども、あくまでこの配置は現段階での計画の案でございます。今後最適な形を協議して決定していきたいと考えております。

この配置の計画としましては、パネルの端からフェンスまでの間を5mくらいセットバックして計画しておりますので、概ねパネルの外側5mにフェンスの設置位置としてイメージしていただければよろしいかと思っております。

(佐藤委員)

そうしますと、p10でいうと、植栽が残される部分は の部分と、 と の間の二か所しか植栽が残されないと。後は10m以下ですから、全部なくなってしまうという理解でよろしいでしょうか。

(事業者 豊川氏)

それに加えて、外側の や 、それから尾根伝い、北側の斜面は森林を残します。パネルに影響がない部分は森林が残る形になります。

(佐藤委員)

もちろんパネルに上流側と下流側は残ると思いますが、パネルとパネルの間については、 と に若干残る程度で、他はすべて囲まれてしまうということではよろしいでしょうか。

(事業者 豊川氏)

厳密に言えば、 の北側や、細かくいうといろいろとありますので、その部分は現況の木の高さや測量した結果、パネルの陰にならないように、適宜現地に合わせて、木の伐採を判断していくことになると思いますので、今この場で、ここだけが残りますというのは、言われた範囲だけにはならないと思います。

(佐藤委員)

先ほど、湯本委員からもご質問がありましたように、どの程度動物が通過できるラインが残るかという質問だったと思いますが、 や 、 と の間は10m未満ですので、左右から5mずつ持って来ればなくなるわけですし、どう見ても と の部分しか残らないと思うのですが、解釈に間違いがあるでしょうか。

(事業者 豊川氏)

なるべく獣道を広くあけることが必要であるということを設計上考慮する必要があるれば、例えば と の間は狭くなっていますが、イメージとしては をくっつけてその横に幅を広く持つてくるということも可能ですので、あくまで現時点の段階での設計案ということで、今後環境に配慮して動植物の

ために、獣道を広く設置する必要があるれば、それに合わせて設計を変更していくことを事業としても考えておりますので、そこは適宜設計を変更していく次第であります。

(佐藤委員)

今出されていないものに対して、意見を申し上げることはできませんが、現時点で と で空いている隙間を、全体の12ブロックのパネル間に割り振るということをすれば、少しずつ隙間が空くということということになるわけですね。それが良いかどうかは動物の方の意見を聴かなければなりません、そういう心づもりがあるということですね。

(事業者 豊川氏)

はい。

(片谷会長)

傾斜も影響すると思いますから、どこでも10mあければよいということでもなくて、崖みたいなどころでは、空いていても動物が通れないということもありますので、それはやはり地形と現状の特に植物の状況を見ながらどこに通路を確保できるのか集めていただくことになるかと思います。多いに越したことはないのですが、通路ばかり取れば当然事業採算性が取れなくなるでしょうから、自然への配慮と事業者の採算性のバランスをとれる最適ポイントを探していただくこととなります。最大限の配慮をしていただくことになると思います。

それでは、追加の説明を承ってから、意見交換を行いますので、よろしくお願いいたします。

(福原委員)

追加の質問、よろしいでしょうか。

(片谷会長)

今のことに關することでしょうか。

(福原委員)

はい。

(片谷会長)

では、どうぞ。

(福原委員)

私の方からは、ほんの少し専門外になるかもしれませんが、我々委員を含めての問題ですが、獣道的なあるいは動物が通りやすいところという、どういう動物であればどれくらいの障害物で、どれくらいの勾配や形状だと、過去の例からして動物が利用するというような見解をお持ちの方はいらっしゃいますか。予想のことに対して議論がなされつつある可能性があるのです。

(佐藤委員)

私も哺乳動物専門ではありませんが、通常は動物は野生の生き物ですから、相当な傾斜地であっても超えていくことは可能ですので、垂直な壁でもない限り、物理的に飛び越えられない壁がない限り、大概の地形は超えて移動は可能だと思いますね。

(福原委員)

そうすると、事業者からこれくらいの幅があれば、大体いいのではないかといったときに、具体的に良否の判定ができると理解してよいのでしょうか。

(佐藤委員)

数字というものはないといってもよいでしょう。例えば2 mであっても、動物は通ろうと思えば通れますし、50 mあればもっと良いということで、多く空いていれば空いているほど良いわけですが、この事業地は1事業だけではありませんので、北にはゴルフ場があって、南には太陽光発電施設があるということで、簡単にどうすればよいということ、この時点では言えないのではないかと思います。

(福原委員)

まさに、佐藤委員がおっしゃる通りだと思います。

(片谷会長)

福原委員、この判定の中ではそこまでを議論する範疇には入りませんので、これは判定でアセスをするという判定になった場合でも、しないとなった場合でも、事業者に最大限努力していただくために、例えば県の森林保護関係の部局もあるわけですから、そういうところと相談しながら進めていただくということになって、それをこの判定の要件に入れるという話ではないと思います。

(福原委員)

基本的には、そういうことで問題ないと思いますが、何かの目安があって議論していると考えられますが、専門外の部分になりますので、どの程度なのかと思ったわけです。

現実に、JRとの関係で、シカなどの獣が線路に入ってくることを忌避させるためにどうするかということを検討したことがあるのですが、ご存知のとおり鹿などは、崖みたいなところを容易に上り下りしますし、2 mくらいの高さであれば、平気で飛び越えてしまいますので、動物の種類によってもいろいろと異なると思いますが、議論するのであれば、その辺も考えながらやらなければ、なかなか進まないと思った次第です。

(片谷会長)

そこを定量的に議論するところまでは、少なくともこの第3分類事業の判定の範囲ではないということですね。もし、アセスをするということになれば、あるいはそういったことも審議の対象になります

けれども、本日の判定を行うことに関しては、当然事業者さんも計画が煮詰まっていけないわけですので、そういった定量化までは判定の判断基準には入れられないということです。

それでは、追加の説明をお願いいたします。

(事業者 篠田氏)

前回の審議会で、様々な角度からご意見をいただき、ありがとうございました。私たちが気づいていないところも、あらためて気づかされまして、課題をクリアするために検討してまいりました。

前回以降に、追加で出されました意見、それから前回出されても、回答を補足したほうが良い部分について、記載しておりまして、その内動植物に関する部分について、追加でご説明いたします。

p 4の一番下、水生生物のところですが、今回の計画ではほとんどの雨水は防沢川に流れ込みます。現地の調査もしておりますが、防沢川は前回の現地調査時は台風の影響でかなり水量がございましたが、平水時、これは7～9月の観察結果ですが、普段はほとんど川に水がありません。流水のあるところでは、それなりの水生昆虫類も確認されていますので、保護は大事なのですが、特にケアすべきことは、大雨時に濁流が流れて、渓流性の生物が主に棲む砂礫が埋まってしまうことですので、そうならないように対策を行いたいと思います。

それからp 5、昆虫相の変化ですが、この質問を間接的に聞いたので、もしかするとご質問の趣旨が異なっていれば、ご指摘いただければと思います。表土に洋シバの種子、これも検討中ではありますが、緑化をするということで、昆虫が発生するのではないかというご質問です。おそらくゴルフ場みたいなところで、多様性の乏しい植生になった時に、特定の昆虫が発生するのではないかという趣旨での質問だと思いましたので、植栽については、その後ほどなくして周囲から在来の植物が入ってくることが予測されますので、事業に支障がない範囲、つまりパネルに被らない程度は、自然の更新に任せようと考えております。当然、植物相が多様化すれば、昆虫相も多様化すると考えております。以上です。

(片谷会長)

今追加でご説明いただいた動植物関係の補足説明ですが、それ以外も含めていただいて結構ですが、委員の皆様方からのご質問やご意見を承ります。

(坂本委員)

p 12の一番上に、エネルギー政策課から防災に関する質問があり、本日は甲斐市やエネルギー政策課さんがいらっしゃっていますが、防沢川について聞きたいと思うのですが、なにか新しい進展がございますか。ご回答では、計画段階として説明できる準備はしていきたいとなっておりますが、いかがでしょうか。

(事業者 清水氏)

防沢川と東川について、山梨県中北建設事務所に、歴史として河川の氾濫、増水等があるかというような経緯を私が確認しておりまして、そういった過去のデータとして扱っているものはないので、もし土砂災害など大きな被害があれば、こちらとして管理するものはあるが、今の所そういったデータは特

にないので、目立った災害は起こりえないという判断のお答えをいただきました。詳細を双葉の方に確認しまして、資料があるのであれば、そちらから連絡をいただくという段階になっております。

(坂本委員)

今のお話は、これまでに災害があったかどうかを調べていて、それはないというお話ですね。

(事業者 清水氏)

そうです。

(坂本委員)

防災に関する回答というのは、これだけで済んでいるのかどうか、私には分かりませんが、直観的にはもっと沢山データが提出されるのかと思いましたが、それはないのですね。なければいいかまいませぬ。

(事業者 清水氏)

回答としては準備してあります。

(片谷会長)

坂本委員は、それでよいでしょうか。

(事業者 清水氏)

エネルギー政策課は、今日までに求めていたので、何か提出されるのかと思ひまして。

(片谷会長)

今、回答を準備してあるとおっしゃったのは、甲斐市に提出予定の回答でしょうか。それともエネルギー政策課に提出する予定ということでしょうか。

(事業者 清水氏)

今回の審議会の回答としての準備です。

(片谷会長)

第三分類の判定自体は、今日で結論を出しますので、もしその参考資料として準備されたのであれば、今日提出されていないと間に合いません。もし、この後アセスをするという結論になった場合には、アセスの審議過程において、追加で出していただくことも可能ですけれども、いかがでしょうか。

(事業者)

防災については、今後検討する段階ですけれども、下流等の河川の断面等を考慮して、地区内において防災調整池や沈砂池等を設けて処理したいと考えております。よろしいでしょうか。

(片谷会長)

要するに、そういう計画を現在立案中であり、それを今後の設計の中に反映させていくので、それが固まったら資料として出していただけるということによろしいでしょうか。

(事業者)

はい。

(片谷会長)

では、次のご質問、ご意見をお願いします。

(工藤委員)

先ほどのご回答で、「これまでに災害がなかったので、今後もないと判断する」との趣旨のご回答だったかと思いますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

(事業者 清水氏)

そうではなくて、今までにそういったことがあれば、さらに十分に配慮して設計、流量係数、雨水係数などを綿密に計算して、より安全に対策を練っていくということです。

(工藤委員)

最近の極端な気象については、十分認識していると思いますが、これまでとは雨の降り方も変わってきておりますし、そのうえ大きな面積の地表面を改変するわけですので、将来降り方がどうなるかも含めて、十分に安全対策をしていかないと、過去に災害がなかったということを基準として設計するのは、配慮が足りないかと思います。

(事業者 赤池氏)

補足させていただきます。今、参考にお手元に、日本河川協会の資料で、浸透率を含めて防災に向けての計算式の根拠をご案内いたします。

他府県においても先行事例は既に、大規模な太陽光に関するものを積んでおりました。私どものパネルについては、シャープさんの先行事例として、他府県においても、この基準を計算根拠としております。今回の29ヘクタール全体における、パネルを張る面積の掛け率と自然環境を残した場合の掛け率を平均して推計すると出てきます。それに対して、防沢川に流れこむ水量が増えないようにするため、区域内において調整池等を整備して安全を確保するという姿勢で、現在設計を検討している最中でございます。

(片谷会長)

従来の洪水対策は、30年確率が普通だったのが、それでも足りないという議論が出てきていますから、その辺は最新の知見でやっていただくということですね。その辺の姿勢はお持ちであるということとは分かりました。

(事業者 篠田氏)

追加で説明させていただきます。追加資料のp12をご覧ください。前回から今回の間に追加で、こちらからご提案をしたいことがございます。本事業では、これまでの先行事例ではないような自然環境の調査や現地調査を行っております。これから詳細設計に入って、防災対策も計算をして行きます。もちろん数値が出てくるとは思いますけれども、重要なのは、地域の方々が安心感をもてるかということだと思います。それはいくら数字を積み上げて説明したところで、メガソーラーという山梨県ではないような開発で、どのような影響を及ぼすのかということが分かりにくい部分がございます。ではその安心感を持っていただくための仕組みとして、事業者、地域住民、行政の三者からなる、環境保全協議会を設置して、施工前から工事中、必要であれば供用後も、様々な新たに生じた、事前には予期できなかったものも含めて、解決する場をつくるということ、環境保全措置としてご提案したいと思っております。

(片谷会長)

地元対応として、そういう構想もお持ちであるとの追加のご発言でした。

(坂本委員)

個人的な感想ですが、地元対応であれば、30ヘクタールを超えて、アセスを行って説明したいですね。

(片谷会長)

他にご質問、ご意見はいかがでしょうか。

(佐藤委員)

基本的な情報を知りたいのですが、資料3の参考資料の1枚目ですが、、の甲斐ヒルズCC、昇仙峡CC、損保ジャパン研修施設が、青い線で囲まれています、フェンスがあるのでしょうか。

(事務局)

当該資料は、事務局が作成しましたので、事務局からお答えします。各施設への立ち入りはできませんが、基本的にゴルフ場については、外周はフェンスで囲まれているケースが多いと認識しております。ただ、道路等を挟んでいる場合には、そういったところは開放されていることがあると認識しております。

(佐藤委員)

の損保ジャパンの施設はいかがでしょうか。

(事務局)

施設が尾根の上であり、周りに道がないということもあり、入り口から見た範囲ですが、フェンスは確認できません。周囲は生垣があったり、外構で木で覆われているような状況です。

(佐藤委員)

質問の趣旨は、〃、〃、〃において動物等は通過、往来できているのか確認したいということです。〃、〃については、ゴルフ場で囲まれているようであれば、通常は往来できないということですね。

(事務局)

その可能性はあります。ただし、詳しいところについては確認しきれていないので、断定はできませんが、一般的には囲まれているケースが多いと思います。

(佐藤委員)

もう一点、〃となっているところですがこのご説明は可能でしょうか。

(事務局)

今回事業者から提出された資料に、4工区として位置付けられている部分がございます。追加資料の最後のページになります。ここについては、そういった形で事業の位置づけがあるということは、認識しております。

(佐藤委員)

了解しました。そうすると、〃についても今後第3分類事業の届出があるかどうかは別にして、事業が起こされる可能性が大きいという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

そういった理解で結構です。

(佐藤委員)

そうしますと、今回の事業については、フェンスで囲う部分を相当少なくするとのことでしたが、やはり〃、〃が概ね囲われているという理解になりますと、〃、〃今後出てくる〃はフェンスがまったく囲われないという保証はどこにもありませんし、図面のとおり〃～〃まで、すべてが動物の往来、鳥類を含めて、陸上を利用する生き物の往来を妨げてしまうことは、私たちのような専門家でなくても、だれが見ても明らかなことだと思います。〃、〃の事業の実施により、相当なダメージがあると、私は思います。

(片谷会長)

ありがとうございました。

(角田委員)

先ほどの防災の点でお伺いしたいのですが、追加資料 p3 です。今回、回答いただいているのですが、1つはボーリング調査の結果について前回は質問しておりまして、ボーリングの最中であるとの回答でしたので、何か追加がありましたら説明願います。それから追加資料が今後残るのかどうか分かりませんが、前回の火山砕屑物という記載は、他のページにもありますので、残るのであれば修正していただきたいと思います。それから、地形地質の2番目の所ですが、崩壊地形があるというのは、実際に目で見てわからないということかどうかお伺いしたいと思います。それから、送電線の位置も含めて今回の事業を判断するのかどうか、お伺いしたいと思います。

(片谷会長)

資料の訂正については、どのように取り扱いますか。前回角田委員から、表記が正しくないという指摘がありました。

(角田委員)

資料が残らないということであれば、結構ですが、他の所にもありましたので。

(片谷会長)

では、修正点があれば事務局経由で伝えていただいて、事務局と事業者で対応していただければと思います。

それから、ボーリング調査で新たなことがわかっているかどうかということですが、いかがでしょうか。

(事業者 清水氏)

ボーリング調査の進捗状況ですが、綿密に N 値を算出しておりますが、数値はまだ出ていない状況です。

(角田委員)

何mまでボーリングされたのか、教えていただければと思います。

(事業者 清水氏)

地質で調査をかけているのは、5 mです。

(片谷会長)

要するに、パネルを打ち込むのに必要な深さということですね。

(事業者 清水氏)

そうです。パネルの架台設置に当たり、途中に岩があったり、緩い地質があったりということ調査する段階で、概ね 5 m の深さについて調査をかけています。

(角田委員)

分かりました。もう一つは、送電線の件ですが、いかがでしょうか。送電線についてもボーリング調査を行っているでしょうか。

(片谷会長)

送電線に係るボーリング調査は行っていませんよね。

(事業者 清水氏)

行っておりません。

(角田委員)

分かりました。では、崩壊地形のことをお教えてください。

(事業者 篠田氏)

前回配布しました資料のp6の図3をご覧ください。事業地の地図ですが、標高「500」と記載されているところの真北、上側に表層が出ています。このあたりは、地学用語で正確な言葉かどうか分かりませんが、岩が露出していて、もろい場所があります。当初計画では、東川に隣接する西側斜面を造成してパネルを設置することとしておりましたが、崩壊地形があるということと、動物の移動を含めた生態系への影響を回避するという観点からも、東川沿いの環境は非常に重要であると考えまして、計画地をこのような形に変更したという経緯がございます。

(角田委員)

崩壊地形がどのように生じたのかを知りたかったのですが、その箇所を回避したということだけではなく、原因がわからなければ、これよりも南側に設置するわけですから、そういったところに地殻変動があった場合には、危険があるということで質問させていただきました。ですので、現地を見てきているのであれば、若しくは写真が事務局であれば、お見せいただきたい。

(片谷会長)

これは、事業者の判断としては、崩壊する可能性を包蔵する地形の部分を、事業区域と重ならないように設置することで、回避しようとしたということによいでしょうか。

(事業者)

はい。

(片谷会長)

回避することで、危険性は回避できると判断したとのことですか。

(角田委員)

500m付近が尾根の所に行っているものですから、その部分に崩壊地形があるということは、崩壊地形自体を避けるということは、距離からしても不可能だと思うのですが、いかがでしょうか。

(片谷会長)

特に、この現場に関する写真はお持ちでしょうか。

(事業者 清水氏)

ありません。

(片谷会長)

要は、この地形に関して、事業者さんの判断としては、区域内に当該地形が含まれるようにしなければ、問題ないという判断をしたということです。それでいかがでしょうか。

(角田委員)

事業前に、現地確認を実施してください。

(片谷会長)

当然、これから事業計画を詰める段階になれば、そういうことはされると思います。今日は、第三分類の判定ですので、まだアセスをやっているわけではありませんので、そこはご理解ください。

それから、送電線は東電の事業でやるということで、これは今回判定の事業には入らないという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(片谷会長)

それでは、多くの質問、意見をいただきましたが、これから審議に入ります。

事業者の皆様には、ご質問に回答していただき、ありがとうございました。

通常ですと、これから後の審議については、事業者席がない状態でやるわけですがけれども、傍聴席と同じ扱いでそのままお座りいただきかまいません。ただ、こちらから問いかけない限りは、申し訳ありませんがご発言はされないように、お願いいたします。

それでは、これから審議に入ります。

まず事務局から、関係市からの意見と、判定基準への対応状況について、説明をお願いします。

(事務局)

それでは、事務局から関係市である甲斐市からの意見を説明させていただきます。資料2をご覧ください。抜粋して説明させていただきます。

意見としては、環境影響評価条例による環境影響評価その他の手続きは必要です。これが甲斐市の意見になります。この地域では、他事業を合わせて、87haの大規模な太陽光発電事業が予定されているということ。特に重視している事項としては、環境影響評価項目のうち、水象、水質汚濁、動植物、環境への負荷の4点をあげられています。

理由としては、菖蒲沢地区は昨年度も届け出があり、アセス不要と判定された案件に隣接していること。そういった事業を含めると、概ね100ha近い面積になってしまうということがございました。

水象については、同じ尾根において58haの開発が行われた場合、地域にいる方々は非常に不安を抱えているということ。環境影響評価に関わる部分としては、山の治山、治水機能、保水力等が著しく損なわれるおそれがありますとのことです。

水質汚濁については、下流域に住宅密集地や耕作地が存在すること、降雨時の周辺住宅地、耕作地、河川・水路等への濁水流入が広範囲に及ぶことが考えられます。

地下水に関する部分としまして、甲斐市双葉地区の飲用水の供給については、配水池と呼ばれる場所において、ボーリングをしまして、そこからの揚水により賄っているとのことです。計画地の周辺には3つの配水場、揚水している場所、それから下流側の2か所も配水池、こちらも水源として利用している場所がございますが、こういった場所が存在するため、その場所への影響について懸念を示しております。

動植物については、計画地周辺の地区においては、野生動物、サル、キツネ、シカなどが生息しているところであって、近隣にはオオタカの生息が確認されています。これまでの生息調査においても、多種多様な動植物が確認されているということをお聞きすると、今後調査をしていくと、更に確認数が増えていくのではないかとということで、そういった中で野生動植物の生態系に著しい影響を及ぼすと考えられるとのことです。

続きまして、環境負荷についてですが、太陽光パネルを設置することにより、周辺地域において局所的に温度が上昇してしまうのではないかと心配しているということ。

甲斐市としては、住民の生命財産を守るとともに、自然環境を後世に残すことを責務と考えているとのことです。

今回の地域には、全部で6工区、約200haにも及ぶ太陽光発電施設の計画があるということをお聞きすると、地域の方から聞く中で情報が得られているということをご意見の中に記載していただいております。

また、今後このような特定な地域に集中するような案件については、県としても山梨の自然環境をどのように守っていくのか、しっかりとした方針を打ち出すなど、慎重なる判定をお願いしますと本県への要望になっております。

最後になりますが、アセスの判定においては、所在市町村の意見を十分に聞き取ったうえで判定をしていただきたいと思いますとのことです。

また、甲斐市の環境審議会においても、予定地の視察や協議を行ってきたとのことで、自然エネルギー推進の立場から、太陽光発電施設の設置については評価できるが、本予定地を含む菖蒲沢を中心とした100haにも及ぶ大規模山林伐採による林地開発としての太陽光発電施設の設置については、森林伐採による自然の破壊に大きく影響があるとともに、毎年拡大しているゲリラ豪雨など防災面においても憂慮されるとのことです。

そういった中で、最後の締めくくりとしまして、環境影響評価条例による評価その他の手続きは必要であるということでご意見をいただいております。

(片谷会長)

では、もう一つの判定基準の状況の資料の説明をお願いします。

(事務局)

本案件について、判定基準等に照らした内容についてご報告をさせていただきます。資料3をご覧ください。資料3については、参考資料も一緒にご覧ください。

経緯については、10月14日に第三分類事業届出書が提出されました。同月17日に技術審議会を開催しております。

事業概要については、事業者はGSJ エナジー株式会社及び株式会社リビエラコーポレーション。事業名称は、仮称ですが山梨県甲斐市メガソーラー発電所。対象事業の種類は、宅地の造成の事業です。条例の第3分類事業になっております。事業規模については、約29ヘクタールで関係地域については、甲斐市となっております。

続きまして、判定基準の該当状況を説明させていただきます。詳細については、委員限りの資料として配布しておりますエクセルの表がございます。第1項第1号関係ですが、水道原水の取水地点については、計画地周辺に3か所の水源、下流側に2か所の水源があるということで、甲斐市からの意見と、事業者から提出された届出にも記載されておりました。

住居が集合している地域として、当該事業を集水域とする防沢川の計画地直下には、宅地化が進んでいる団子新居の集落が存在します。当該河川の下流域には、甲斐市岩森地区及び志田地区がございます。

絶滅のおそれのある野生動物等の生息が確認されている区域ということで、周辺において希少種が確認されていることは、前回の審議会で報告させていただいた通りです。

続きまして、第1項第3号二関係です。これについては、4つございます。このとりまとめに際しては、前回の会議やこれまでのヒアリング等を整理する中で取りまとめております。

まず水質汚濁については、表土及び濁水が河川及び溜池に流入するおそれがあります。水象については、森林伐採による降雨時の涵養機能の低下に伴う影響。動物については、施設の設置に伴う移動経路の分断。濁水の流入による底生生物の生息環境等の悪化。生態系については、動物の移動経路分断に伴う、陸上生態系の変化。濁水の流入に伴う、河川等の生態系の変化。こういったことがございます。

続きまして、この資料を取りまとめるに当たりまして作成した資料について、ご説明させていただきます。参考資料をご覧ください。まずこの資料については、 から まで番号を振ってありまして、この地域のどのような施設があるかということの説明させていただきます。計画地の北側には、甲斐ヒルズカントリークラブ、防沢川の対岸には、昇仙峡カントリークラブ、沢を介しまして反対側に損保ジャパンの研修施設、下流側になりまして、西側が山梨県甲斐市韮崎市太陽光発電所建設事業、東側が山梨県甲斐市太陽光発電所建設事業。最下流部にございますのが、既に稼働しておりますやまなしメガソーラーの太陽光発電施設となっております。この隣に赤枠で囲ってあるところが、集水域等を整理する中で、範囲内にある住宅地等の改変区域になります。この中で、尾根を破線で区切ってある部分が流域界

になります。また防沢川、東川についても破線を入れてあります。 の右側には、先日現地調査をした際に斜面の一部が崩れているところがありましたので、地質の状況を撮影した地点を示しております。

次のページになります。ここには、白い破線部分は防沢川の右岸側のエリアになります。右側が沢、左側が尾根になるように区切っております。流域の面積としては、右岸側で約82ha。現況開発されている部分として、下流の団子新居地区を除いて考えた場合には、判定を終えた事業を含みますが、約26%が既に開発済みで、今回の事業を行った場合、これが54%の改変区域が発生することとなります。これについては、敷地内の土地利用の状況を考慮せずに、改変面積で整理しております。

続いて、東川の左岸側について整理してございます。こちらについては、本事業に係る改変については5ha程度ですけれども、上流域で行われるということがございます。今回の事業が実施される前と後でどのくらいなるのかということ、58%が62%になり、大きな変動はありませんが、上流域での改変ということがございます。

続いて、右肩に動物の経路への影響ということで、先ほどから先生方にご意見をいただいている部分ですが、そういった部分について、これまでの検討を踏まえて、基本的には今下流の工事着手されていない部分を含めまして、動物の移動が自由に行われている状況と考えております。実際に工事着手された場合を、次ページに示しました。先ほど佐藤委員からゴルフ場の中を通れるのかというご質問がありましたが、この資料では、ゴルフ場の中を入れてしまいました。そうでない場合にしても基本的には、沢つたいに動物が移動することになると考えております。そういった場合には、末端には住居等がございますので、湯本委員が懸念されたように、地域との関わりが出てくる動物が出てくるということも生態系として変わる部分と考えております。

次ページには、現地調査時の地質の状況を撮影した写真を付けました。今回の計画地がある尾根の一部が見えるようになっておりました。この部分の解説は角田委員に後程いただければと思います。

(角田委員)

では、説明させていただきます。川のすぐ横のところは露頭になっていると思います。ここに見える地質ですが、上には礫が挟まった地層があります。おそらく、川が流れてきて、基盤の上に堆積した、一般的には河床礫といっていますが、そういうものだと思います。それが違うようでしたら、周りから落ちてきた堆積物になりますが、川沿いですので、河床礫でよいと思います。その下の方に、青白く見える層が、現地の火山性の堆積物でありまして、裏側の方に茅ヶ岳がありますので、その噴出物だと思います。一般的にはこれを基盤と呼んでいます。先ほどボーリングの深さがどこまでかとお伺いしましたが、第1堆積物が5mくらい上であれば、下の基盤には到達できないということで、深さが問題になるだろうということです。

(事務局)

事務局からの説明は以上です。

(片谷会長)

では、今説明していただいた2つの資料について、ご質問やご意見を承りたいと思います。

(石井委員)

記載されていないことですので、確認します。
甲斐市は景観計画はどのような状況でしょうか。

(片谷会長)

みなさんにお諮りしたいのですが、甲斐市の方が後ろにお見えになっているので、みなさんのご了承が得られればご発言いただくことは構わないと思うのですが、いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(片谷会長)

では、お答えいただくことがあれば、お願いします。

(甲斐市)

甲斐市役所環境課の小田切と申します。よろしく申し上げます。
先ほどの景観に関しての質問ですが、現在甲斐市では、景観条例を策定中でございます。パブリックコメント中として、来年の4月以降を目途に公布予定です。今回の意見提出にあたっては都市計画課に意見を聞きましたが、設計段階になって景観配慮が必要になってくるということでそこまではまだいいのではないかという話をしておきました。意見としてはもらっておりました。

(石井委員)

詳細をご存じであれば教えていただきたいと思ったのですが、おそらくそうではありませんよね。では、結構です。

(片谷会長)

では、他の意見を伺います。

(工藤委員)

甲斐市意見のp2に、「今回の予定地域には全部で6工区、面積も約200haにも及ぶ大規模な太陽光発電施設設置計画があると聞いています」というくだりがありますが、今後さらに2工区が予定されているということでしょうか。差支えなければ、そのあたりの情報をお教えいただければと思います。

(片谷会長)

これについては、事務局から回答ができる範囲で回答をお願いします。まだ不確定な情報があると私は認識しておりますので、不確定な情報に基づき判定したとなると、あとあと問題になりますので、事務局である程度確定的な情報として持っているものがあれば、回答をお願いします。

(事務局)

こちらでも確認していないエリアはございます。そういった中で、今回事業者さんから提出された資料にも記載されている4工区といわれているエリアが存在しているということは把握しております。それ以外の部分については、把握しておりません。

(片谷会長)

私の認識では、プランレベルで持っているところはあるけれども、具体的にどこかの企業が事業計画として動き始めているというところまではいっていないという認識ですけれども、それでよろしいでしょうか。

(事務局)

私どもとすれば、ここに甲斐市が記載されたことについては、把握しておりません。本日事業者から提出された資料に記載された4工区について存在しているということは把握しております。

(片谷会長)

工藤委員は、今の回答でよろしいでしょうか。

(工藤委員)

はい。

(片谷会長)

では、関連して福原委員どうぞ。

(福原委員)

前回の判定の際には、別の事業が入ってくるのではないかと懸念しながら、最初からそういった意見を述べておりました。あまり時間が経過していないにも関わらず、前回の判定時には、参考資料で示した のように、今回の事業地について計画された情報はなかったのでしょうか。

(事務局)

具体化した計画としては持っておりませんでした。

(福原委員)

と同じ情報程度もいっていなかったということでしょうか。

(事務局)

そうです。

(片谷会長)

あくまでも今回の判定は、、、 が計画としてあるということを前提に判定するので、 あるいは、 があることも甲斐市からのご意見の中には記載がありますが、その存在を前提に今回の判定を行うということは、現在の山梨県の条例上はできません。つまり、現時点で確定していない計画の存在を条件にして判定することはできません。

(福原委員)

私が懸念していることは、、 の検討の際に、今回の計画がないという状態での判定だったわけです。それがこういったことで、事業地が拡大していくということであれば、色々なことを考えながら、事前の部分までもどう考えるのかということも検討していかないと、非常に大きな禍根を残す可能性もあるのではないかと思った次第です。

(片谷会長)

環境保全の観点からいけば、そうなのですが、事業者が同一若しくは資本的に共通するような事業者でない限り、現在の条例制度上、後から出てくる計画を想定して判定することはできませんから、一体とみなせる事業を2つに分割して実施しているのであれば、一体とみなして判定をするわけですが、別の企業が実施するもので、まだ動き始めていないものを、計画があるから一緒にして判定するということは今の条例では想定していない内容です。

(福原委員)

条例上の趣旨はわかるのですが、現実にこのような動きになっており、第4工区については、どの事業者がやるかわからないわけですけれども、そうすると前回の判定のようになりかねない。そういった方向をどこでどうやって止めるかということではなくて、場合によっては条例をどのように改正するかといった視点に立って、全体のことを考えていかなければならないところにきつつあるということを申し上げております。

(片谷会長)

その趣旨は、賛成です。今後検討が必要な事項であることは間違いないと思います。

(坂本委員)

事務局に質問ですが、甲斐市長の公印が押された文書でするのである程度参考にすべきものと考えますが、日本語的にあいまいでわからない部分がありますので、お聞きしたいと思います。一番下に「過去の経緯から大雨・台風により下流域の住民は、幾度となく避難をするなど」と記載されておりますが、これは過去避難した経緯があるという趣旨なのでしょうか。

(片谷会長)

せっかくですから、甲斐市から回答をお願いしたいと思います。可能な範囲で結構ですので、お願いいたします。

(甲斐市)

最近の情報ですが、塩崎駅の裏に「つくしの」という地区がございます。塩崎駅のちょうど北側に当たりますが、そこは低地ということで防沢川が水量が多くなった場合には、床下浸水を起こす場所ということで、今回の夏の雨でも一部避難させたという経緯がございます。以上です。

(坂本委員)

了解しました。

(片谷会長)

他のご意見がありましたらお願いします。

(佐藤委員)

先ほど福原委員がおっしゃったように、前回の判定はついこの間のことですが、そのあとに今回の事業の届出が出てきているわけですが、事業を計画するに当たって、設計は半年や1年でできるものではありませんので、以前から当然動いていたわけですから、前回の判定の際には、今回の事業があったと考えるのが、一般的な社会的な常識だと思います。それを知らなかったとか、案はなかったというのは、どう考えても常識的に納得のいかないことだと思います。そういった意味で、甲斐市長の意見のように、他にも事業があるということを示唆するように読めますので、これはきちんと明らかにしたうえでないと、審議をすすめられないのではないかと思います、いかがでしょうか。

(片谷会長)

事務局で何かございますか。

(事務局)

片谷会長がおっしゃられた通り、今回の判定は、届出のあった事業について、アセスをやったほうが良いのかどうか、条例に基づいて行うということです。当然前回の判定により、2つの事業が存在するという前提に、今回の判定に係る審議をお願いしたいということです。それ以外に、の事業は今回の資料に出てきたように、計画が存在していると。甲斐市さんが言われるような計画については、私どもも承知しておりません。あくまで、今回の事業に対して判定に係る意見をいただきたいということです、お願い申し上げます。

(佐藤委員)

他の計画について、現在知りませんということで、また半年後に別の事業が届出られるということは、行政側が把握する努力を怠っているというか、きちんと把握していない。当然、甲斐市は地元ですから、こういった動きがあるということは把握していると思います。それを県のレベルになると把握しておりませんというお答えになるのは分かりますが、県が甲斐市に事情を聴くなりして、こういった事業がこの地域にたくさん集中しているわけですので、これ以上ここに事業を集中させるのは、どう考えても環

境的に良いわけではないと、一般的には思いますよね。すべてを開発したほうが良いと思っている方は少数だと思いますので、その辺は県がきちんと努力すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

(片谷会長)

私が一委員としての意見を申し上げますと、ここは第3分類の判定をする審議会ですので、その時にまだ申請が出るかどうかわかっていない事業の存在を前提にして判定することは、少なくとも現行制度上は無理だと思います。ただ、もし今後アセスをやるということになった場合に、アセスをやるプロセスで関連する事業の存在が明らかになった場合に、その影響も考慮した形での評価等は、現行制度上もありうると思いますけれども、この第3分類の判定は、それを前提にはできません。ただし、前回判定した事業は、実際に工事は始まっておりませんが、事業計画が動いているものですから、この存在は前提にして判定するわけですが、これから出てくるものを判定の判断基準に入れるということは、現行の制度上、私は無理だと思っております。これは、会長としての意見ではなく、一委員としての意見でございます。

(坂本委員)

この事業は、アセスをやることになっても、止められはしないわけですよね。この場では止められません。止めるとすれば、開発の許認可をする場所ですよね。

(片谷会長)

それは、その通りです。アセスは規制のための制度ではありませんので、許認可を出せるわけではありません。

(角田委員)

私も、この場に届出が提出された以上は、審議拒否というのはいかななものかと思っておりますので、審議せざるを得ないと思います。

それで、先ほどエネルギー政策課の方もおいでということでしたが、県で総合的な判断が必要な時期になってきており、当然国もなっていると。東電側の買い入れもわからないということになってくると、当然、事業を始めても、いくつか候補地が出ているということもありますので、もう少しその辺を早急にお願いしたいと思います。そうしないと、この委員会も困ってしまいます。もし、何か意見があればいただきたいと思っております。

(片谷会長)

先ほど、甲斐市の方が意見を述べていただくことは了承いただきましたが、エネルギー政策課にご発言いただくことに、異議はありませんね。

(委員)

異議なし。

(片谷会長)

では、エネルギー政策課の方、今の角田委員のご発言に対して、何か回答いただけることがあれば、お願いいたします。

(エネルギー政策課)

エネルギー政策課 課長の井出でございます。先ほどの委員のご質問にありました、メガソーラー開発全体について、ご説明させていただきます。県のレベルで、開発に関する情報が入手できていれば、今回議論いただいているような、次の計画といった情報があれば、お示しをしなければならないということだと思いますが、こういった情報は一切私どもに入ってまいりません。反対に、固定価格買取制度で、売電を行う制度については、経済産業省が所管しております。経済産業省は設備の認定を行うことで売電を認めていくわけですが、その結果については一切公表しないと。私どもの方でもぜひ公表してもらいたいと要望しておりますが、企業者の利益を守るという立場から一切公表できないということで、地方公共団体であっても公表できないとなっております。併せて売電の契約をしますので、電力会社は承知しておりますが、契約を受けている以上、電力会社は地方公共団体であっても、公表はできないということで、事業者さんからアセスの届出なり、事前協議が入った段階で私どももこうした情報を知ることになります。先ほどの甲斐市さんからの意見書にもありましたように、地権者からの情報というのは、確かに地権者は事業者さんに売買あるいは賃貸するわけですので、そういった情報は私どもよりも先行して入っている可能性はあるかもしれませんが、それがこうした開発に結びつくものかどうか確認まであるものかどうかという、そこについては甲斐市さんの方では責任を持った回答はできないのではないかと思います。また、今回少なくともこの場所で今後の開発について何か情報があるかということについては、私どもの知る限りでも今回の資料に記載されております、4工区があるということは把握しておりますし、経済産業省からの設備認定の書類を事業者さんからいただいておりますので、承知しておりますが、それ以上のものについては、私どもとしては事実上把握できておりませんし、制度的にも把握することはできないという状況です。以上です。

(片谷会長)

角田委員、よろしいでしょうか。色々と制約の多い仕組みになっているということは理解できてきました。

それでは、予定の時間をだいぶ過ぎてまいりまして、結論を出さなければなりません。先ほど佐藤委員からしっかりした情報を得た上で判定すべきではないかというご意見をいただきましたが、制度上、今日ここで結論を出さないと判定の回答、知事答申に間に合わないという状況ですので、各委員におかれましては、少なくとも の事業が東電の図面にも載っているということは事実として認識していただいていると思いますので、それを念頭に置きながら、判定に関するご意見を伺いたいと思います。

それに先立ちまして、欠席の委員からご意見が届いているようですので、それを要点のみご紹介ください。

(事務局)

本日、田中章委員、平林委員からそれぞれご意見をいただいておりますのでご紹介します。資料4をご覧ください。

まず、田中委員からの意見ですが、こちらは前回の審議会以降に、メールでいただいたものです。途中からですが、前回の判定については、この小流域において開発以外の場所の自然はそのまま残されることが前提のアセスメント手続きの免除だったわけです。しかし、今回計画された開発については、既に最初の開発による影響の上に確実な累積的影響として影響を及ぼすものです。後から来た開発は創始う意味では不利になるわけですが、逆に後から来たわけですから、最初の開発の影響とそれに追加される自分たちの開発の影響を累積的に考慮することは当然のことです。環境アセスメントの本来の目的は環境悪化の未然防止です。そういった観点から、今回の事業は環境アセスメントを実施すべきと考えます。これが田中委員からの意見になります。

続きまして、平林委員からの意見を紹介します。今回の事業計画は、尾根を1kmにわたり開発するものであり防沢川の流域への負担が大きな形状である。また、計画地既存施設及び計画中の施設と連続することにより地域の生態系を分断してしまうおそれがある。当該事業の実施により、防沢川では水量(短時間の水量の増減) 水質悪化(濁水に起因するもの、農薬に起因するもの) 水生生物相の変化、河床や溜池の堆積速度の上昇、また、施設による地域生態系の上位種の東西方向への移動の阻害を懸念する。というご意見をいただきました。詳細については、以降に記載されておりますが、抜粋して説明させていただきます。

集水域の変化については、特に計画地が、防沢川に沿って1km以上にわたり改変されることから、当該流域への影響は大きいと考えられる。そういった中で、水収支を詳細に実施する必要がある。それから水環境については、生息種の変化としまして、濁水や表土の流入に起因するSS分(浮遊粒子状物質)の増加と堆積により、河床の石と石の空隙や表面を利用するトビケラやカゲロウなどの生息環境が影響を受ける。これに代わるようにユスリカやイトミミズなどの堆積食性の生物が増加すると推測される。

水質の変化としましては、河床への土砂の堆積やSSが増加することにより水質の悪化、例えば、BODが上昇するおそれがあるとのことでした。

表土の流出防止策として洋芝を使用することについては、洋芝の導入に伴う害虫の管理が必要になり、それに伴って、芝の管理については、ゴルフ場と同様の管理をしなければならないのではないかと推察され、これにより防沢川、新田溜池への化学物質の流入に対する検討、影響の把握が必要となる。本貯水池の水利用にも影響が出る可能性がある。

陸上動物の移動経路の分断に対する懸念です。これについては、十分な広さの移動経路を確保する必要があり、そういった検討が必要であるとのことでした。

景観については、広範囲から視認されることが想定されることを考慮しておく必要があるとのことでした。

確認すべき事項としましては、水道水源の位置、集水域への負荷、周辺の断層の状況です。

その他といたしまして、防災にも絡む部分ではございますが、森林による雨水の涵養力が低下するとの意見をいただいております。以上です。

(片谷会長)

三枚目に佐藤委員からの意見がございますが、これは10月14日に提出されたものですので、佐藤委員は、追加の意見がございましたら、みなさんからご意見を伺う際にご発言ください。

それでは、この欠席委員からの意見も念頭に置きまして、委員からの判定に関する意見を承りたいと思います。結論を出す段階ですので、端的に判定に関するご意見を述べていただいて、最後は多数決がもしもありませんが、あまりこの場で多数決をやったことはありませんが、まずはみなさんの意見を伺いたいと思います。

(大久保委員)

まず、判定を行う場合には、現在の条例に従うしかありませんよね。本来は福原委員がおっしゃられたように、小さくやっておいて後になれば困ってしまうということは、分かっていますよね。ですからここでは条例のとおりやらなければ、前の判定がおかしくなってしまいますよね。もう一つは、これから県としては、こういった問題に対してどこかで、論議することは考えられているのでしょうか。

(片谷会長)

確認ですけれども、大久保委員のご意見としては、アセスを実施する必要があるというご判断だということですね。

(大久保委員)

はい。

(片谷会長)

分かりました。では、後段の今後の取組を考えているのかという事務局への質問ですけれども、いかがでしょうか。ここで回答をいただかなくても結構だそうです。私の個人的な意見を申し上げますと、この第3分類事業というのは、できてから時間もだいぶ経っておりますので、次に条例改正を行うタイミングでは、基準等の見直しは図っていくのだろうと思います。規模要件や判定基準の見直しは図っていくのだろうと思いますが、少なくとも現在審議している案件について、将来の基準で判定するわけにはいきませんので、現行基準でやらざるを得ないということですね。事務局としてのお考えもあろうかと思いますが、本日はそれを議論している時間がありませんので、この判定に絞りたいと思います。

(高木委員)

県が作成された資料3の中で言っても、明らかに事業を行うことによって環境への悪影響がないというご説明は、私はいただけなかったと思いますので、アセスを行っていただくということでやむを得ないのかなと思います。

(片谷会長)

ありがとうございました。他にご意見はいかがでしょうか。

(佐藤委員)

結論ですが、単独事業としてみれば、第3分類事業に該当すると思いますが、既に既存の事業がある中で、南北に3kmに渡って、どういう形にせよ、環境を分断するということが起こりますし、その結果希少種のオオタカや他の鳥類の生息にも大きな影響があると考えられます。そういった意味でも、アセスを行っていただくのが適当であると思います。

(片谷会長)

ありがとうございました。他にご意見はいかがでしょうか。

(坂本委員)

先ほどの高木委員の意見と同じですが、資料3に記載されていること、それから今回の事業は、決定的に環境を悪くすると思いますので、アセスが必要だと思います。

(片谷会長)

ありがとうございました。他のご意見はいかがでしょうか。

(角田委員)

この部分については、非常に傾斜地で利用価値が少ないというお話がございまして、それを踏まえてお話を伺ってきたわけですが、私が一番懸念するのは、どちらかというと植物や動物などありますが、地質がもろいので、それが崩れてしまえば、人間にまで影響が及ぶということがあるわけです。河川を十分広げてもらうとか、曲がりくねった河川だと思しますので、そういった対策をとるような付帯条件を付けながら、アセスは必要ないと思います。

(片谷会長)

角田委員からは、アセスは課さないという意見がございました。他にいかがでしょうか。

(湯本委員)

事業者さんからの追加資料にありました通り、地域との環境保全協議会を設置するというのであれば、客観的な資料が必要になるわけで、そういった意味でもアセスが必要ではないかと思えます。

(片谷会長)

他にいかがでしょうか。

(石井委員)

アセスを行ってもらわざるを得ないと思います。いま湯本委員がおっしゃられましたが、先ほどの説明の中で、地権者さんが住民側というような説明があったと思いますが、地権者さんは事業者の立場にもなりますので、地権者さんの意見を住民の意見ととらえるのは少しおかしいかなと思います。

(片谷会長)

工藤委員、いかがでしょうか。

(工藤委員)

私も多くの委員と同じ意見で、下流域の住民の方の不安というのはかなり大きいと思いますので、審議会の中でアドバイスが出てくると思いますし、正式なコミュニケーション、より詳しい調査結果と、きちんとした予測に基づいて、情報をシェアしながら、納得のいくものにしていくといった意味では、アセスをやっていただいた方が良いと思います。

(片谷会長)

福原委員はいかがでしょうか。

(福原委員)

私は、アセスはやるべきだと思いますし、今回のことを一つのベースにしながら、逆に前回の判定事業については、明文化し、一つ一つについてしっかりとやらせるという前提でした。ですから、それを単なる文章上の表現だけではなく、今回の対応と比較して決して劣らないような事業となるよう、前回のものにまでフィードバックしてやっていただきたいというのが、私の意見です。

(片谷会長)

分かりました。委員の意見の大勢がアセスを実施していただくということになりますので、この結論は動かせないと思います。

一点だけ、会長から提案させていただきたいのですが、実はこの第3分類事業でアセスを行っていただくとなった場合には、いわゆる逆転現象が起こりまして、判定に使った時間の分だけ、アセス手続に係る時間が長くなるという、本来の制度設計からすると逆転する現象が起こります。それは今の制度上やむを得ない部分がありますが、今後アセス手続を事業者さんが踏まれるに当たっては、審議をする側も時間の短縮には協力していく必要があります。これは制度設計上、実際の問題として逆転現象になっておりますので、調査期間等については削れない部分が多くあるわけですけれども、主には手続き上の部分で、できるだけ短縮を図り、審議会も早く審議できることは早く結論を出すというようなことはせざるを得ないかなと思います。制度上逆転していて不公平であると裁判でも起これば負ける可能性もありますので、これはそういう配慮をせざるを得ないと思っております。特に項目の選定等、甲斐市からも今日の資料3にも重要な項目が挙げられている状況ですので、項目選定もなるべく弾力的に、影響がほとんど想定されないものは除くような配慮はしてよいかと思います。そういったことを少し提案申し上げたいと思います。今後事業者さんが、どのように対応されるかは、我々が予想できる状況にはありませんが、そういった配慮はするということは、みなさんにぜひ合意をお願いしたい事項でございます。調査期間等、削れないところはしっかりとやっていただくということにせざるを得ませんが、削れる部分を削るということは、第3分類事業であるということとを考慮する必要があると思いますし、既に事業者さんは、現地での動植物調査をかなり詳細にやられておりますので、そのデータをそのままアセスで

使用していただくことに支障はありません。手続き開始前の調査ですけれども、それは使うことは認めるということで、現行制度上も認めており、今までも認めてきたことでございます。

実は12月に任期切れですので、このメンバーにも変化が出ますから、本日申し上げたことは議事録に残していただいて、次のメンバーはどうなるか分かりませんが、引き継いでいただきたいと思い、そのために発言させていただきました。ご了解ください。

結論は、アセスは行っていただくということで、やり方については、事務局と事業者さんとの間で相談していただき、少なくとも制度が事業者さんに過大な負担を強いることはないように、あくまで環境保全の観点からベストを尽くしていただくということですので、その趣旨が十分伝わるように、事務局としても対応してください。できるだけ、時間的な負担が軽減されるような配慮はぜひしていただきたいと思います。

では、結論として、手続きは必要であるということにさせていただきます。ではこの議題についての本日の審議は以上とさせていただきます。

短時間ですが、休憩を取らせていただきます。

議題2 大月バイオマス発電事業

(片谷会長)

それでは、議題2に入りたいと思います。

事業者の皆様方、ご出席いただきありがとうございます。

大月バイオマス発電事業の変更申請について、審議をいたします。

まず、事務局から経緯の説明と関連する法規の説明をお願いいたします。

(事務局)

事業内容の修正の場合の届出等に係る判定について、規定の説明をさせていただきます。資料6をご覧ください。

今回の届出の理由としましては、条例第28条第1項に規定がございます。事業者は方法書の公告を行ってから評価書の公告を行うまでの間、事業の目的及び内容を修正しようとするときは、修正の内容等を知事に届け出なければならない。これが根拠になっております。

知事は、届出があった場合には、届出事項の修正が事業規模の縮小、軽微な修正、併せて事業規模の縮小等といいますが、これに該当するかどうかの判定を行います。判定を行った結果、これを事業者に対して通知するわけですが、判定の基準につきましては、規則の第45条に掲げておりますとおり、～の三つございます。いずれにしましても、当該修正により環境影響が増加するか否かが判定の基準となってまいります。

判定後の手続きになりますが、修正内容が事業規模の縮小等に該当しない場合、方法書から評価書までの規定による環境影響評価その他の手続きを行うこと。ということになります。修正内容が事業規模の縮小に該当する場合、届出内容を準備書又は評価書に記載することということになります。

最後ですが、本審議会に関する根拠は、条例第47条に記載されておりました、第28条第2項の判定を行おうとするときは、審議会の意見を聴くことができることとなっております。

(片谷会長)

続きまして、変更届出の内容について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、説明させていただきます。事業者から提出された変更届出書をご覧ください。

これまでの経緯を簡単に説明させていただきます。今年の3月に準備書手続きに着手しまして、県に見解書が提出されたのが5月22日で、ここから準備書の120日が始まりました。知事意見を述べたのが9月16日で、今回の変更届出を受理したのが11月10日となっております。

事業の概要について、ご説明させていただきます。届出書のp1～1をご覧ください。事業者名は、大月バイオマス発電事業株式会社、事業の名称は大月バイオマス発電事業です。本事業は、条例の第2分類事業で工場又は事業場の建設の事業となっております。

ここからA案、B案と記載されておりますが、A案というのは、準備書に記載された事業計画、B案については、今回の変更内容になります。

この事業については、既に環境影響評価準備書手続期間中に、不確定だった部分が徐々に明らかになってきたという経緯がございまして、そういったことを踏まえまして、準備書の内容に加えまして、その時点の最新情報に基づきまして、その内容を、複数案として準備書の手続き期間中にご検討いただき、影響の程度を整理していただいております。そういった中で、本審議会においてもいくつかアドバイスをする中で、進めてきております。また、9月16日に述べた知事意見においても、今回の事業内容の修正を含めまして、検討結果を評価書に明らかにすることを求めています。これは全般的事項にまとめさせていただきました。今回の届出については、こうした経緯を踏まえまして、評価書を作成するに当たって、現在の事業計画、事業の内容を整理していただきました。内容は、前回審議していただいた内容に加えまして、その時点で先送りになっていた、排水の場所や燃料構成の内容を整理しまして、届出として提出していただきました。変更に伴う環境影響の変化については、準備書の審議会の際にご覧いただいたもの再度整理していただき、提出させていただきました。計画変更後の環境影響評価への影響という資料にまとめられております。それぞれ項目について、どのように変更されたのか、記載されております。今回の変更については、既に知事意見において追加検討を求めており、評価書に反映することになっているということも考慮していただく中で、審議いただければと思います。

届出書において、主だったところを説明させていただきますが、排ガス量については、90,850Nm³/hが上限となっておりますが、これは準備書に記載された数値を上限として記載したということになっております。また、対象事業規模の判断基準となります炭素量については、準備書においては5,130kg/h～6,000kg/h以上となっておりますが、6,000kg/h以下ということで上限が設定されました。

使用燃料については、これまでPKSをある程度使用することとしておりましたが、今回は生木屑チップ、これには、乾燥した木チップを混合することによって、熱量を確保するということになっております。出力については、14,000kWとなっております。

続きまして、p1-2、表1-2-3施設計画です。これについては、8月に提示されたものと数字は変更になっておりません。

続きまして、p1-4、p1-5が施設配置になります。P1-5が今回の配置計画になりまして、次ページに出てきますが、燃料の保管方法が、ヤード方式からサイロ方式に変更になっております。p1-6とp1-7に施設配置図の変更前後の図を載せてあります。こちら準備書手続き中に示された変更の範囲になっております。

また、土の入れ替えを少ししなければならないということがございまして、その内容に関連する部分がp1-19、20になっております。前回は、発生土は土地の切り盛りでバランスを取り、発生土の持ち出しはないこととなっておりますが、地盤の改良が必要になったということもあり、中央が盛り上がるような形に造成する計画となっております。これに伴い、11,000m³の土を持ち出す計画となっております。

続きまして、p1-24をご覧ください。水質の部分ですが、処理水の水質については変更なく、排水量が28.8m³/日から72.0m³/日に変更になっております。

続いて、放流地点について、p1-25、26になりますが、今回の計画での放流地点は、p1-26にありますように、取水地点と同じ上流地点に設置することとなっております。また、井戸水については、計画地の外で1か所、計画しているところがあるということでございます。排水地点については、p1-27の右上に平面図として記載されておりますので、ご確認ください。

その他の部分は、細かい内容になっておりますので、割愛させていただきます。

(片谷会長)

説明の途中ですが、高木委員が途中で退席しますので、なにかご発言があれば先にいただきたいと思
います。

(高木委員)

概ね確認させていただきましたが、私の理解ではあまり大きな変更ではなさそうで、発電量が大きくな
った割には、環境への影響という面では、問題ないのかなと理解いたしました。その理解で、審議会と
して問題なければ、私としては問題ありません

(片谷会長)

高木委員からは、現時点で問題ないというご意見をいただきました。では、説明を続けてください。

(事務局)

では、計画変更に伴う、環境影響の変化について説明させていただきますが、まず表の説明をさせて
いただきます。公害系の項目については、+と-で環境影響の変化を取りまとめております。

大気関係については、主に建設機械の稼働の状況が、発生土の搬出に伴い、台数の変更があったこと
を踏まえて、工期を延長する中でバランスを取っております。詳細な資料については、別添のA4資料の
p1、p2をご覧ください。

燃料の運搬に関しては、車両が20台前後増加することですが、国道20号の交通量に対する割
合は0.02%であり、寄与率はほとんど変わらないとのことです。

水については、水量が増加するということですが、準備書との比較という点においては、笹
子川における影響を見ると、もともとの笹子川の水量がございますので、影響は軽微であるという整理
になっております。

水生生物に関連するところでは、審議会で求めたA沢に関する影響の検討については、排水基準に加
えて、A沢への影響はどうかといった点について、理由に記載されております。これについては、
知事意見等で指摘した内容を反映した形で記載していただいております。

その他、発生土については先ほども説明いたしましたが、土壌改良に伴って土の搬出があるというこ
とで、これに伴って台数の変更を行っております。発生土は、計画地外で適正に処分することが
記載されております。

大気汚染物質の項目については、大気汚染と同様でございます。

温室効果ガスについては、発電量が増加するということは二酸化炭素の削減量が増えるということに
つながりますので、より環境によい方向への変更になります。

続きまして、自然環境系の項目について説明いたします。日照障害については、準備書に記載された
煙突高や位置が変わらないということで、影響に変更はないということです。

植物、陸上動物については、変化はないとのこと。この部分については、知事意見等で指摘した
事項を今後反映することになります。

水生生物については、B案について、上流側で取水・排水を行うということとなっております。排水量が増加し、渇水期には増加割合は約29%で影響は大きくなるということですが、排水口から三面張り下流までは自然流水状態となって外気にさらされるため、水温に関しては取水前の値に近くなり、三面張り下流の水生生物の生息へ及ぼす影響については、それほど大きくないということになっております。また、予測対象となっている笹子川についても、排水量は増加しますが、笹子川自体の流量に対して0.2%程度ということで、影響は少ないとされております。

生態系については、準備書に対する知事意見で指摘している内容で、今後反映されていくことになっております。

続きまして、景観・風景については、準備書時点でのフォトモンタージュが詳細に検討されたものではなく、煙突高と建物を大きなブロックで示されたものであったということを踏まえ、それと比較すると概ね同じくらいの大きさであるということ。さらに、評価書においてはより具体的な検討結果が提示されるということとなっております。今後は、知事意見で求めた最新の事業計画を複数案として検討することを求めていますので、評価書に反映されることとなっております。

最後に、人と自然との触れ合い活動の場についてですが、予測結果と変わらないこととして、親水公園については、排水量が増加するということが笹子川の流量の変化はありますが、もともとの流量が多いということがございますので、基本的には影響は変わらないと整理しております。

以上が、今回の届出の内容となっております。

(片谷会長)

ありがとうございました。事業者さんから補足されることはございますか。よろしいでしょうか。

では、今説明のありました届出内容について、質疑応答を行いたいと思います。

最初に、私から事務局に趣旨を確認したいと思います。これは準備書に対する知事意見が出た後で、評価書作成段階での届出ですよね。他県では、この段階で計画に変更があっても、そのまま図書を出してきて、後から変更届を提出するようなケースが多いのですが、今回はそれを評価書より前に提出され、判定の審査にかけているということで、むしろ良心的な事業者の対応であると感じているわけですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(片谷会長)

逃れようと思えば逃れられる手続きをしてくださっているということで、私としては高く評価したいと思います。

まず全体的な変更内容について、ご質問があればお願いします。

(坂本委員)

資料6についてですが、判定基準が 事業規模の縮小、 軽微な修正、 前二号に掲げるもののほか。当該修正により環境影響が低減することが明らかであるものとなっておりますが、単純に考えれば、に該当するかどうかを確認するという理解でよろしいでしょうか。

(片谷会長)

そうですね、 に該当するかどうかを判定することになります。

(坂本委員)

分かりました。

(片谷会長)

それでは、個別の項目について、ご出席の委員の専門分野においてみていきたいと思えます。

私の担当する大気汚染については、建設機械は台数的には減少するというので、その結果として、窒素酸化物や粒子状物質等は、少なくとも単年度ごとに見れば、間違いなく影響は減る方向の変更ですから、これは問題ありません。運搬車両が3割弱増加しますが、20号線の交通量に対する比率で言えば1%にも満たないということで影響は変わらないという評価をしております。また、悪臭についても燃料保管庫をサイロ方式に変更するというので、ヤードに比べて悪臭対策がしやすくなりますので、確実によくなる方向の変更ですので、私に関しては問題は見つかりません。

続いて、騒音振動について、高木委員は特に問題は見つからないというご意見でしたが、福原委員はいかがでしょうか。

(福原委員)

基本的には、問題ということはありませんが、例えば復水器の所に防音パネルを設置することと記載されておりますが、前回の計画では全く記載されていなかったのでしょうか。それから従来のラギングやエンクロージャー(それぞれ防音対策の手法)を防音壁にすると変更しておりますが、これは騒音が減るという根拠があって、このように変更しているのでしょうか。

(片谷会長)

事業者から説明できることがあれば、お願いいたします。補足的な説明を求めるとご意見だと思いますので、後日確認して回答いただけるということでしたら、それで結構です。

(福原委員)

それで結構です。私が一番懸念しているのは、低周波で離れている場合に、民家の中にはどういう建物があるかわからないわけです。従来の木造民家がある場合に、一般的に出るようなデシベル値より小さくても、振動が起きたりすることがときどきあります。届出を提出していただくような事業者さんですので、そういった場合にも、適切に対応していくという信念を持っているとプラスに評価しておりますので、よろしくお願いいたします。

(片谷会長)

当然ながら、稼働後に対岸の民家の住民の方々に何等かの影響が発覚した場合には、最大限の対策を取られるつもりは十分お持ちだと思いますので、そういったことも含め、先ほどのご意見については補足的な資料を事務局経由で後日お願いします。

(福原委員)

根拠がしっかりとあるということであれば、別に結構です。

(片谷会長)

では、何か補足で説明することがありましたら、事務局経由で資料の提出をお願いします。
福原委員はそれでよろしいでしょうか。

(福原委員)

はい。

(片谷会長)

それでは、水関係で、坂本委員お願いします。

(坂本委員)

最初のページの一番下については、笹子川のことですので、影響はないと思います。

次ページのA沢に関連して、水質や濃度については問題ないと思いますが、生物的な評価については私は判断できません。

それから、専門ではありませんが、地盤沈下の理由の所で、井戸の本数を増やすので1本当たりの負荷量を減らすと記載されておりますが、同じところから取水すれば同じだと思いますので、その辺の説明をいただきたいと思います。

(事業者 有坂氏)

追加の井戸を対岸に設置する予定ですので、水脈が異なるとしますので、問題ないと考えております。

(片谷会長)

本日欠席の平林委員について、意見はいただいているでしょうか。

(事務局)

いただいております。

(片谷会長)

では、ここに記載されていることで判断するしかありませんね。

水生生物もありますので、佐藤委員お願いいたします。

(佐藤委員)

A案、B案を比較して、B案が良いとしております。堰堤の位置に20度の排水を時間3m³排水するわけで、それにより影響はないとしておりますが、下流に流れる間にどのくらい温度が下がるのか、季節によっても変わるとは思います、その辺は考慮されたのでしょうか。

当初、A案よりももっと下流で採水して排水する案があったかと思いますが、それを排除した理由をご説明いただけますでしょうか。

(事業者 勝間氏)

まず、水温ですが、20度の排水が排出されて、下流で何度になるのかという予測は困難でして、その辺ははっきりとした数字は出ておりません。

取水が下流で採水も下流という案についてですが、9月5日の審議会の際にも説明させていただきましたが、採水する際にポンプが必要となりその際に電気が必要ということで、かなりのコストがかかるため無理だろうということで、2案の比較をしております。

(佐藤委員)

分かりました。それから、A案の時の排水量は28.8m³/日で、今回は72m³/日で、三倍になっているわけですが、何が変更になったのでしょうか。

(事業者 浅葉氏)

大きなものは、当初の冷却塔に必要な水量の見込みが甘かったということでございます。具体的な機器の選定に入りましたので、具体的な数字で今回提出しております。

(佐藤委員)

分かりました。それで、以前の審議会でも川に戻す排水の温度について、冷却できないかどうかと質問をさせていただいたのですが、その時の季節の気温に戻すといった配慮は難しいのでしょうか。

(事業者 浅葉氏)

技術的には可能でございます。事業性を考えまして、井戸水を冷却に使用しますので、自然エネルギーを利用してなるべく下げる努力をしております。

(佐藤委員)

時間3m³ですので、少し努力すれば可能だと思いますので、よろしくお願いいたします。

関連して、クマタカから見た景観の問題について、前に質問したと思いますが、施設の概要の所で説明いただいた煙突35mで前回と同じとしておりますが、他の施設は高くなっていると思うのですが、これにはモニターがなくてイメージがわからないのですが、量的質的にどのくらい動きがあったのか、見えないものなので、それはいかなるものなのでしょうか。

(片谷会長)

これは、評価書のモニタージュには反映されるのでしょうか。

(事業者 有坂氏)

今、精度を上げたモニタージュを作成しております、評価書には反映できると思います。

(片谷会長)

そうすると、評価書ででてきたモニタージュを見て、改善が必要な点があれば、この審査会で審議する制度はありませんが、出てきたものを見て、事務局から要望事項として事業者にお伝えすることはできますので、評価書が配布された時点でお気づきになったことがございましたら、改善の提案を事務局経由で伝達いただければと思います。

(佐藤委員)

わかりましたが、景観・風景の理由欄に、煙突高さが35mで変更がなく、他の施設もそれ以上にならないと記載されておりますが、高くなるものもありますので、そこは言葉を変えていただいた方が良いかなと思います。

(片谷会長)

全体的に高くなる変更ではあるわけですので、景観上の配慮をより一層していただかなければならないということだと思います。

(事業者 勝間氏)

よろしいでしょうか。いま、東電の鉄塔が30mの設定になっているのですが、もしかしたらクマタカがそこに止まって、エサをとるようなことが見られるのではないかと考えているのですけれども。

(片谷会長)

それは、確認したらどのように保全するかを考えなければなりませんね。いずれにしても評価書が提出されればそれで終わりではなく、環境配慮は事業実施中、継続的に意識していただかなければなりませんので、その中の1つとして今のお話も対応していただくということをお願いしたいと思います。

なにしろ、環境配慮を深めるために行う事業ですので、それが周辺の環境を破壊するということになれば、何のためにやっているのか分かりませんので、十分意識されているとは思いますが、より一層意識をしていただくように、お願いいたします。

それでは、地盤と地形について、角田委員からございますか。

(角田委員)

前回は、採水地点が敷地内にあったわけですが、敷地外になった理由をお教えてください。

(事業者 有坂氏)

水量が不足しておりましたので、三本ほど試掘させていただいて、対岸の井戸が採水できる見込みとなりましたので、計画させていただきました。県との協議もしていきたいと思います。

(片谷会長)

取水のための井戸を2つにするために、対岸であれば間違いなく水脈が別であろうということで、そちらを探したのですか。

(事業者 有坂氏)

事前にボーリング調査の会社に相談しまして、電気探査等を行い、ある程度目途が立ったところをボーリングしたということでございます。

(角田委員)

分かりました。

(片谷会長)

発生土については、新たに増えるということですが、受入先の目途はついているのでしょうか。

(事業者 有坂氏)

具体的な場所は決定しておりませんので、決定次第報告させていただきます。

(片谷会長)

残土については、県の事業で使ってもらえる可能性があると思いますので、相談したらいかがでしょうか。リニアのときほど量が多いわけではないので、問題にはならないと思いますが、いずれにしても適切な利用がなされるように、しかるべき受入先を確保してください。

温室効果ガスについては、発電量が増えれば貢献するので、良いことですね。

それから自然関係で、影響がないということですが、関係する委員の方はいかがでしょうか。

改変面積に変更がないということですので、よろしいでしょうか。

水生生物については、先ほど申し上げた通り、水量・水温の影響がありうるということのようですので、そのあたりはなるべく冷やして流すような配慮をできるだけ行っていただくということをお願いします。

景観について、石井委員はいかがでしょう。

(石井委員)

施設としてレイアウトや大きさなどは、9月5日に提出していただいた案と一緒にということでしょうか。

(事業者 有坂氏)

はい。

(片谷会長)

大気について、私がいってしまい、工藤委員のご意見を伺わなかったのですが、いかがでしょうか。

(工藤委員)

異論はありませんが、表のまとめ方について、建設機械の台数が減っているのに、プラスとなっていますが、どういうことでしょうか。

(事業者 飯村氏)

これは、減っているのでマイナスになります。間違えておりますので訂正させていただきます。

(工藤委員)

それから、台数が月当たりの台数なのか、延べ台数なのか、分かるように単位を記載するようにお願いします。評価書に記載されますよね。

(片谷会長)

当然反映していただきます。指摘の通り、排出量は/年が記載されておりますが、台数は延べ台数のなのか、月当たりの台数なのか、一目見てわかるようにしてください。

(工藤委員)

それから、温室効果ガスについては、良いことであるのに「++」という評価になっていて、まぎらわしいですね。公害系と自然系で判断の表現の仕方が異なっているので、数値的な意味で+ - があると分かりやすいのですが、×も併記すれば分かりやすいと思います。

(片谷会長)

増える方が良いものと、減る方が良いものがありますので、紛らわしくなっていますね。この表を評価書に記載されるのでしたら、その辺を工夫して分かりやすいようにしてください。

他に、全体を通じて何かございますでしょうか。

では、判定の結論を出さなければなりません、特に今までのところいくつか要望事項は出ましたけれども、変更について否定的なご意見は出ていないように思われます。今までのご意見を総合すると、修正内容は重大なものであるという意見は出ていないと、私は認識しておりますが、いかがでしょうか。

ないようですので、修正の内容は軽微であり、判定基準の に相当するということで判定をまとめさせていただきます。よろしいでしょうか。

いろいろな具体的な意見が出ておりますので、事業者におかれましては、そういった意見と知事意見も考慮して、進めていただくということを最後をお願いしたいと思います。

それでは、本議題に関する審議は終了させていただきます。

議題3（その他）

（片谷会長）

その他ということですが、事務局から、何かありますか。

（事務局）

特にありません

（片谷会長）

では、委員の方からは何かありますでしょうか。

（坂本委員）

議題1の際に話題が出ましたが、条例の改正に関する見通しがありましたらお願いいたします。

（事務局）

現在法律では配慮書手続きが導入されたわけですが、条例への導入は検討段階にあり、他県でもあまり動いていないという状況がまずございます。

もちろん、29haの事業を踏まえて検討しなければならないと思っておりますが、具体的にいくつにするのかとか、スケジュール的なものは全く白紙の状況です。

いずれにしても動向を見ながら、やっていく以外ないのではないかと思います。

（片谷会長）

第3分類事業の判定手続きを設けている自治体があるわけではないので、むしろ山梨県が先駆的にやってもいい話かなとも思います。なるべく早い時期、任期2年のうちに予備的な検討ぐらいは始めてもよいのではないかと思います。条例改正ということになれば、準備期間を含めて2年以上はかかりますので、次期のうちに予備的な検討を始めて、その次の2年間で実現するくらいのスパンで、今すぐに動き始めたとしても、早くて3年後くらいになると思いますので、動き始めるのは早い方がよいのではないかと、個人的には思います。

（事務局）

本日こういったお話もありましたので、太陽光発電については実際に動きがあるものですから、スケジュールをつくってご意見を伺いながら進めさせていただきたいと思っております。

（片谷会長）

他にご意見がないようでしたら、議事を終了させていただきます。

事務局にお返しいたします。

4 閉会

(前沢次長)

長時間にわたる審議、ありがとうございました。

審議の中で片谷会長からもご発言がございましたが、12月14日が任期になっております。あらためてお伺いさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(河西補佐)

片谷会長、ありがとうございました。

これをもちまして、山梨県環境影響評価等技術審議会を終了させていただきます。

以上